明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第二千三百七十五号（北朝鮮による核実験に関する決議）に関する件（外務三三三）　一
○北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件の一部を改正する件（同三三四）　四

## 告示

○外務省告示第三百三十三号

平成二十九年九月十一日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、北朝鮮による平成二十九年九月三日（日本時間）の核実験を受けて、北朝鮮に対する格段に厳しい制裁措置を課す決議が全会一致で採択された。

平成二十九年九月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

二千十七年九月十一日に国際連合安全保障理事会がその第八千四十二回会合において採択した決議第二千三百七十五号（二千十七年）

安全保障理事会は、

決議第八百二十五号（千九百九十三年）、第千六百九十五号（二千六年）、第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）及び第二千三百七十一号（二千十七年）を含むこれまでの関連する決議並びに二千六年十月六日の議長声明（S／PRST／二〇〇六／四二）、二千九年四月十三日の議長声明（S／PRST／二〇〇九／七）、二千十二年四月十六日の議長声明（S／PRST／二〇一二／一三）及び二千十七年八月二十九日の議長声明（S／PRST／二〇一七／一六）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

二千十七年九月二日に北朝鮮により決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）及び第二千三百七十一号（二千十七年）に違反して実施された核実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約（NPT）及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、それらが地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調するとともに、北朝鮮が、需要が大きく満たされていない北朝鮮にいる人々から決定的に必要な資源を流用して、核兵器及び弾道ミサイル開発を継続していることに強い懸念を表明し、

北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外を不安定化させていることに最も深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

朝鮮半島情勢が、地域安全保障への危険で大規模な影響を与え得ることへの懸念を強調し、

憲章に従い、全ての国の主権、領土保全及び政治的独立への約束を強調するとともに、国際連合憲章の目的及び原則を想起し、

事態の平和的かつ外交的な解決に対する要望を更に表明するとともに、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にする理事国及びその他の加盟国の努力に対する歓迎を改めて表明し、

国際の平和及び安全の確保及び北東アジア全体の持続的な安定の確保並びに平和的、外交的かつ政治的な手段を通じた事態の解決の必要性を強調し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、

1．北朝鮮が、安全保障理事会の決議に違反し、甚だしく無視して、二千十七年九月二日に核実験を実施したことを最も強い表現で非難する。